

申 入 書

令和8年8月10日

札幌市白石区平和通6丁目南8-18 GD Village

株式会社RETLIFE

代表取締役 乳井 直人 殿

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

〒060-0002

札幌市中央区北2条西13丁目1番10

札幌第一会計ビル3階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人は、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じた消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されているNPO法人です（詳細は、ホームページ<http://www.e-hocnet.info/>をご参照ください。）。

当法人は、平成22年2月25日から、平成21年6月に施行された改正消費者契約法に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。令和3年10月20日には、消費者裁判手続特例法に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

現在、当法人では、消費者被害について情報提供やアンケート等による多方面からの情報収集を行っており、入手した契約書等に消費者契約法等の規定する不当な条項が含まれていないかどうかを検討しています。

この度、貴社のレンタル備品契約書を検討した結果、消費者契約法上の問題があると考えますので、貴社に対し、以下のとおり申し入れます。

記

第1 申入事項

1 前文及び第1条（契約の目的）

（1） 前文および第1条において、甲所有のレンタル備品を乙へ貸し出す旨が規定されていますが、対象となる備品の具体的な名称や数量等の記述がなく、目的物が特定されておられません。

（2） 動産賃貸借契約においては、目的物が他と区別できる程度に確定していることが不可欠です。目的物が不明確で種類さえ特定されない場合、契約の要素を欠き、契約自体が不成立とみなされるおそれがあります。

また、消費者契約法第3条第1項第1号では、事業者の努力義務として、消費者の権利義務が疑義なく明確で平易なものになるよう配慮することを求めています。

（3） よって、契約の有効性および透明性を確保するため、対象となる目的物が具体的に特定されるよう、条項の修正（または別紙等での明示）を求めます。

2 第4条（レンタル備品の料金）

（1） 第4条は、レンタル備品の料金につき、1か月に満たない期間の料金を1か月分とする条項です。レンタル備品の料金は、賃貸借契約に基づく賃料であり、法定果実です。

（2） 民法第89条第2項は、「法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。」と定めています。これによると、賃料は備品の使用収益に対する対価ですので、使用の実態がない期間についてまで支払いを義務付けることは、受益の原則に照らして合理的とは言えません。

しかも、利用日数に応じた日割り計算を行うことは実務上も容易です。

（3） よって、1ヶ月に満たない期間のレンタル備品の料金を1ヶ月とする条項は、民法の任意規定の適用による場合と比較して、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に抵触し無効です。それゆえ、本条項の使用中止または修正を求めます。

3 第7条第1項（規定の不明瞭な表現について）

（1） 第7条第1項の「乙は備品本来の用法、能力にてこれを使用しなければならない」との規定は、その語意が不明瞭であり、具体的な遵守基準が曖昧です。

（2） 消費者契約法第3条第1項第1号では、事業者の努力義務として「消費者の権利義務が、その解釈について疑義が生じない明確なものとなるよう配慮すること」を求め

ています。現在の「能力にて」という表現は、性能の限界まで使用を強いるようにも読め、解釈に疑義が生じる余地があります。

(3) よって、同法の趣旨に鑑み、借主の注意義務を明確化するため、「備品を本来の用法に従い、適正に使用しなければならない」等の、客観的で平易な表現への修正を提案します。

4 第9条第1項（来宅者の範囲）

(1) 第9条第1項は、いわゆる「来宅者」の故意・過失によるレンタル備品の滅失・損傷につき、賃借人に修理代金の負担を求める規定となっています。

(2) しかしながら、本規定は「来宅者」の範囲が明示されていません。そのため、賃借人が自ら招き入れた者（いわゆる履行補助者や利用補助者）だけでなく、空き巣や強引な訪問者など、賃借人の意に反した来宅者（履行補助者に該当しない第三者）までもが含まれる内容となっています。

(3) 賃借人の意に反した来宅者は、賃借人の債務履行プロセスに組み込まれている者ではなく、その者による備品の滅失・損傷は、本来賃借人が責任を引き受けるべき範囲（帰責事由）に含まれません。このような場合は、当該来宅者本人が不法行為責任を負うべき事案です。

(4) したがって、本条項は民法第415条（債務不履行責任）の原則的な適用に比して、消費者である賃借人の義務を不当に加重するものです。これは信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であり、消費者契約法第10条に抵触し無効となるおそれがあります。

(5) よって、本条項を無効と判断されないよう、責任を負うべき範囲を「賃借人の履行補助者（または賃借人が同伴・招き入れた者）」等に限定し、賃借人の意に反した来宅者による損害を適切に除外する規定へと修正を求めます。

5 第13条第4項（レンタル備品の代価について）

(1) 第13条第4項において、賃貸人が賃借人に対し「レンタル備品の代価」を請求できる旨が定められていますが、この「代価」という用語は多義的であり、その定義が不明確です。

例えば、この規定が「使用料相当損害金とは別に、備品の価格そのものを損害として請求する」という意味なのか、あるいは「代価の支払いと引き換えに、備品の所有権を賃借人に移転する」という意味（売買の性質）なのか、解釈に疑義が生じる余地があります。

(2) 消費者契約法第3条第1項第1号では、事業者の努力義務として、消費者の権

利義務が疑義なく明確で、かつ平易なものになるよう配慮することを求めています。現在の表記は、この「条項の明確化」という観点から不十分であると言わざるを得ません。

なお、仮にこの「代価」が「再レンタル不能による損害」を指すのであれば、その損失は通常、使用料相当損害金の支払いによって補填されるべきものです。別途「代価」を請求することは、実質的に同一の損害に対する二重の請求となり、理由のない不当な金銭受領に該当するおそれがあることを申し添えます。

(3) よって、本条項の趣旨が「所有権移転の対価」なのか、あるいは「損害賠償」を指すのであれば何に対する補填なのか、その定義を明確にするよう修正を求めます。

6 第14条第1項（解約の申入期限）

(1) 第14条第1項では、期間の定めのない本契約の解約申入れについて、「書面による通知」を要件とし、かつ「申入れから30日の経過」をもって終了すると定めています。

(2) これに対し、民法第617条第1項第3号は、動産の賃貸借において、解約の申入れから「1日」の経過で契約が終了する旨を規定しています。

(3) 本条項は、この民法の任意規定に比して、解約の効力発生を大幅に遅らせるものです。これは、消費者である賃借人の権利を制限し、または、その期間分の賃料支払義務を加重する条項であって、消費者契約法第10条に違反し、無効とされるおそれがあります。

(4) よって、本条項が消費者契約法第10条に抵触するリスクを鑑み、民法の趣旨に沿ったより合理的な期間への修正を提案いたします。

第2 ご回答等のお願い

第1申入事項で指摘させていただいた各項目につきまして、貴社の見解および今後の対応方針等を、令和8年9月30日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

貴社からのご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただく事をあらかじめ申し添えます。

以上